

一般競争入札における質疑応答について

業務名：後期高齢者医療人間ドック費用助成に係る資料点検・決定通知書送付・データ入力等業務

入札日：令和7年3月11日（火）

No.	質問	回答
1	AおよびCの業務について、貴広域連合からの資料等の受取および納品は、佐川急便の信書便もしくはレターパックプラス（赤）での対応でよろしいでしょうか。（佐川急便の信書便は、鍵付きジュラルミンケースの使用を想定しております。）	「11 留意事項（1）」に記載のとおり当方が受託者保管の書類などを求める際、速やかに当方が入手することができるなど、柔軟に対応できるのであれば可能です。
2	Bの業務について、「（2）3営業日後（毎月25日頃）までに・・・」とありますが、5営業日後までに緩和していただくことは可能でしょうか。	少なくとも当該月末の助成金振込日より前に決定通知書を申請者に届けることができる範囲での緩和であれば相談に応じます。
3	Cの業務について、入力する検査結果の用紙は統一されていますでしょうか。もしくは、各医療機関ごとに異なる様式でしょうか。	各医療機関ごとに異なります。
4	弊社におきまして、本業務に類するものは、弊社100%出資の子会社を再委託先にて実施しております。本業務委託契約に係る遵守事項を徹底させる事を前提に、本案件に関しまして、再委託でのご対応は問題ございませんでしょうか。	再委託の考え方は下記のとおりです。下記の考え方を逸脱する再委託はできません。 記 業務の一部について第三者に再委託を行う場合は、当該業務着手前に、書面にて再委託承諾の申請書を提出する必要があります。再委託については、原則下記のとおり取り扱いをしています。 ○再委託が認められる場合 ・目的達成に必要なではあるが付随的な業務の再委託 ・中心的ではなく補助的な業務の再委託 ○再委託が認められない場合 ・一括してあるいは分割して委託業務のすべてを第三者に再委託する場合 ・委託内容のうち主要な業務（目的達成に必要な不可欠な業務、中心的な業務）の再委託 ・「大阪府後期高齢者医療広域連合暴力団等排除措置要綱」に定める入札参加除外者及び措置要件該当者への再委託 ・本委託契約の競争入札に参加した者への再委託 ・指名停止措置を受けている者への再委託 ○申請・承諾を必要としない場合 ・軽微な業務の再委託 ※軽微な業務とは、コピー、印刷、製本、資料の収集・整理、単純な集計など、容易に扱える簡易な業務をいう。